# 平成30年度 東京都税制調査会 第2回小委員会 議事録

日 時 平成30年7月20日(金)午後6時00分~ 場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

# 平成30年度 東京都税制調査会第2回小委員会

平成30年7月20日(金)  $18:00\sim20:13$ 都庁第二本庁831階 特別会議室22

【工藤税制調査課長】 遅れている委員の方が少しいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから平成30年度第2回「小委員会」を開催させていただきます。

本日の小委員会も、配付資料の一部をペーパーレスとし、タブレット端末を用いて資料を御覧いただきます。お手元には次第、座席表、「タブレット端末について」という説明書をお配りしております。

それでは、この後の進行につきまして諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 今日は第2回の小委員会ということで、地方法人課税についての議論に入りたいと思います。

それでは、第一点目の議題ですけれども、「地方法人課税の偏在是正措置について」ということになります。 まず①第1回小委員会の追加資料等について、事務局から説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 前回の小委員会において御指示がありました点につきまして、幾つか資料などをもと に御報告させていただきたいと思います。

三つございまして、一点目は法人事業税、法人住民税の偏在が増えたり減ったりしている要因になっているものは何か。

二点目としましては、長期的な都の収支見込み。

三点目が新規積立基金の3,000億円の内容につきましてございましたので、こちらについて説明させていただきたいと思います。

まず一点目ですが、法人事業税、法人住民税において、全国に占める東京都の割合が高まる場合の要因はどこにあるのかについてでございます。我々の方で今、分析をしまして、ただ、直接的な要因がわかるというところまでは分析できませんでしたけれども、ある程度、傾向というものが見えましたので、そういったところを説明させていただきたいと思っております。

(PP)

今、画面に表示してありますこちらは国税庁のデータをもとに作成したもので、都道府県別の申告法人がベースになっており、東京都に帰属する税収等を直接示したものではありませんけれども、税額計算の基礎となる所得金額が、例えば平成21年から28年度というのは全国ベースでは所得金額が伸びているという状況ですけれども、東京も同じかというと、それに合わせて東京申告分の割合が伸びているという関係には必ずしもなっていないという状況がわかります。

(PP)

続きまして外国法人についてなのですけれども、外国法人の法人数につきましても所得金額については年によって増減というものがありますが、東京申告分の割合というのがかなり高い状況にあるということが言えます。 (PP)

次の画面に御覧いただきたいのですけれども、次のグラフは外国法人の所得金額が全所得金額に占める割合を示したものでございます。 東京申告分というのがおおむね2~3%台で推移しているような状況でございます。 全国平均をもちろん上回っているという状況ですが、その振れ幅も全国に比べて東京の振れ幅が大きいことがわ

かる状況になっております。

(PP)

続きまして、今、表示した資料についてですけれども、これは法人事業税、法人住民税法人税割の収入に占める業種別の構成を示しております。全国と東京都の業種の構成には違いがありまして、例えば東京都では製造業の割合が全国と比較して小さい。反対に銀行業やサービス業、不動産業は比較的大きい状況というのがわかります。

追加での資料の説明は以上でございまして、次に口頭での御報告になりますけれども、二点目の長期的な都の 財政収支の見通しについてでございます。この間、関係部署に収入、支出それぞれ確認してまいりましたが、当 該データというのが存在しないという状況でございます。理由は、景気変動によって税収が大きくぶれる可能性 が特に東京の場合、高いということがございまして、こうした中でしっかりとした歳入、歳出ともに中長期的な 試算をすることが非常に困難であるということでございました。

最後に三点目、新規積立基金についてでございます。こちらは平成30年度の予算案を発表した際に、基金の 残高推移を作成する中で財政当局が見込みとしてつくったものでございまして、確定したものではないというこ とでございます。

まず説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

今、御説明いただきました点が前回の委員の皆様方のリクエスト、御指摘に応じて資料を御用意あるいは御作成いただいたわけですけれども、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

【佐藤委員】 一点、長期財政収支の見通しの話ですが、ある意味どこの自治体も意外とやっているのです。向こう10年とか、ある程度、粗い前提だけれども、歳出の伸びとか税収の伸びに対して一定の仮定を置いて、普通は内閣府とかの試算に基づいてというやり方ですよね。なので正確な試算を求めているわけではなく、正確なものは神のみぞ知るですから誰もわかるわけがなくて、ただ、見通しというか目途というか、そういった意味での試算なのだと思うのです。でないと東京都はお金がかかるんですと言われても「幾ら」ということに答えられないではないですか。「やっぱり東京都はお金持ちだよね」という議論になってくるわけです。なので100点を目指せというわけではなくて、80点でも70点でも合格点ならいいので、100点をとれないから何も勉強しませんというのは学生のいい言いわけであって、むしろ70点でいいので粗い試算という形で出していくことをやらないと、議論が前に進まない。この後、偏在性の話が出てきますけれども、東京都お金持ち論は消えないということになってしまうと思うのです。

【諸富小委員長】 他に何かございますでしょうか。

今、佐藤委員から御指摘がございましたが、70点、80点でも粗い試算を出していくのが議論を前に進めるべき重要なポイントだという御指摘をいただきました。この点も含めてまた事務局で引き続き御検討いただきますが、今日のところ、この資料についてもし追加的な御質問、御指摘等ございませんでしたら次に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、次に②これまでの地方法人課税の偏在是正措置について、事務局から論点及び資料の 説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 続きまして、過去の偏在是正措置という論点について説明させていただきたいと思っております。

前回の小委員会では、税源の偏在をどのように捉えるかなど、そういったところにつきまして御審議いただきました。今回は過去に行われた偏在是正措置について御審議いただきたいと存じております。

これまで地方法人課税における偏在是正措置というのは、平成20年度の税制改正において暫定措置として導

入された法人事業税の一部を分離、国税化した地方法人特別税・譲与税。それから、平成26年度税制改正で導入されました法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れる地方法人税が創設され、地方法人特別税の縮小が行われております。これは消費税10%への引き上げが前提になりますけれども、28年度の税制改正においては地方法人特別税・譲与税が廃止され、それに代わる税源の偏在是正措置として、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化をさらに進めていくというふうにされております。

また、30年度与党税制改正大綱では、地方法人税における税源の偏在を是正するため、新たな措置を検討することというのが記載されておりまして、現在、国においては「地方法人課税に関する検討会議」というものが行われております。

今後の新たな措置というのがどのように行われるのか、我々はわかりませんけれども、こうした状況もございますので、これまでの偏在是正措置について御審議いただければと存じております。

資料についてなのですけれども、こちらは前回、資料として出したものと同じですが、関連資料として4枚用意してあります。第1回小委員会のときに使用した資料として、平成30年度の与党の税制改正大綱の一部抜粋、それから、影響額の推移、これまでの偏在是正措置の概要について用意しております。

説明は以上になります。

## 【諸富小委員長】 ありがとうございました。

今、偏在是正措置について御説明いただいたわけですが、論点及び資料について御質問、御意見等がございま したらよろしくお願いいたします。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 多分今回、偏在是正の問題は二つずれた議論があったと思うのです。

一つ目は地方法人特別税ができたときなのですけれども、そのときなぜ当分の間の措置だったかというと、もともとは2.6兆円なので地方消費税1%相当だったので、このとき念頭にあったのは、どういうタイミングかは知りませんけれども、将来的には地方消費税の1%と、要するに地方法人特別税分を税源交換するという議論が以前あった。税源交換という言葉がこの頃の資料を見ると時々出ているのです。だからもともとは地方消費税を1%上げる代わりに、つまり当時は1%だったので2%に上げる代わりに、地方法人特別税部分はなくすか、このとき法人税の実効税率はまだ40%超えていたはずなので、なのでそれを下げるのか、あるいは国税に吸収するのか、それはわからないけれども、とにかく税源交換というのが議論としてあったのです。

ところが、社会保障と税の一体改革が出てきたときに、もともと若干国側の意地悪もあったと思うのですけれども、消費税の増税は全て社会保障のためにやるというロジックが出てきてしまったので、これに最後は地方も飛びついて1.2%分、上げてもらうことになったけれども、要するにこの段階で地方消費税の1.2%の増税分は、税源交換の財源ではなくて社会保障の財源になってしまったのです。なので結果的に見れば税源交換がないままに消費税が上がるので、地方消費税が上がるだけなので、当然、ほっとけば格差が広がるよねという話が出てきて、さあ今これをどうしようという議論をするというところだと思うのです。

ですからもともとはボタンのかけ違いという言い方は変ですけれども、当初の政策の目的、つまり地方法人特別税が出てきたときの意図イコール税源交換というのと、社会保障と税の一体改革の意図、つまり地方消費税も含めて消費税の増税は全て社会保障目的ですという、ここの二つの間のずれが今の話になっていて、ただ、約束は約束なので地方法人特別税はいずれ廃止になって、でもそれをやると格差是正ができないので今の地方法人税が出てきたという、そのような流れだと思うのです。だから人間の記憶力は意外と悪くて忘れてしまうのですけれども、長い目でここまでの議論をずっと見ていくと幾つか断層ができてしまったと思うのです。日本の政策形成の中ではよくある話だと思うのです。多分そこの議論は歴史的な経緯でいけばそうなってしまっている。

では、どうしましょうかという話になってきたときに、ではもともとの税源交換の趣旨に戻りますかという議論になってくるのではないですか。では地方法人特別税であれ、地方法人税であれ、これを何か別の財源、税源

と交換しませんかという議論はできる。交換するのは本当は地方消費税が一番いいのですけれども、社会保障目的と約束してしまったので、これは当面対象にならないとすれば、あとは税源交換の可能性がある。税源交換という言い方は変かもしれませんけれども、例えば環境税関係。環境税を増税することが前提。あるいは今、所得税の改革をやっていますので所得税。また所得税の税源移譲になるのかどうか知らないけれども、所得税。特に金融所得関係の税金は今20%ですから、これを上げるというのも選択肢なので、例えば金融所得税も含めた所得税を税源交換するのはどうかという、一つの出口はそういう形で、もともとあった税源交換の話に戻るかどうか。そうすれば偏在性の高い税源が減って、偏在性の少ない税源が地方に渡るわけですから、おのずから格差是正になるということかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。税源交換論の中に位置づけてこれまでの経緯を説明していただきましたけれども、もともと税源交換というのはちらちらと文書に出ていたと今、佐藤委員から御発言がありましたけれども、明示的に何か関係者間でこれは税源交換なんだという明確なものがあったのでしょうか。

【佐藤委員】 なかったと思います。あのとき全国知事会の中には税源交換という言葉が何度か文言の中に出てくるのです。多分それはあったと思うのです。

【諸富小委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 それで言うと税源交換論という言葉こそ出てこないものの、ずっと地方法人特別税については 暫定的な偏在是正措置という言い方をしていたのです。暫定って何だという話で、一定の間しばらく、本来の姿 に行くまでというような意味で、その裏に含まれているニュアンスの中に税源交換論というものがあると解釈し ていた人が多かったのではないかと思います。私はそう思っていました。

【諸富小委員長】 つまりそれは消費税の税率が引き上げられるまでの当分の間という意味ですね。

ということで明示的にこれでいくという公式文書はあるわけではないけれども、関係者の間では何となくそういうものだという合意があるということですか。

【佐藤委員】 多分解釈はみんなばらばらなのです。だから財務省的には初めから暫定的ではなくて恒久的な 措置だったのです。今でもそう言っていますから。なので人によって玉虫色の解釈をするのは別に日本の政策形成ではよくある話なので、驚くことではないけれども、税源交換は解釈の一つだったと思うのです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他には御意見ございますでしょうか。小林委員、どうぞ。

【小林委員】 この偏在是正措置についてどう見るかというときに、少なくとも東京都の立場からすると東京都の財源が減ってしまうということになりますので、東京にとってどうかという議論はもちろんあるのですけれども、それと別にそもそも偏在是正措置として導入されたからには、どの程度偏在性を是正することができているのか。どのように是正しているのかということをちゃんと注目しておく必要があると思うのです。

都税調の資料ではなかなかそれが出てこないので、議論がなかなかできないところもあるのですけれども、国でも余り出てこなくて、それは実際に難しいところがあって、要するにこの間も出てきましたけれども税だけで見るのか、交付税も含めた一般財源全体で見るのかという見方と、あとは差があるときに一人当たりで見るのか、あるいはもっと別の見方を導入するのかという選択肢があって、税だけであれば一人当たりで見るけれども、交付税も入れた途端、一人当たりでは見ないというか逆転してしまいますので、やり過ぎなのじゃないのみたいな話になってくるので、その議論はできなくなってしまうのです。そういう話になるので、ここが非常に日本の地域間税収格差の議論の不健全なところというか、別に誰かが意図して隠しているわけではないと思うのですけれども、そうではなくて真っ当な正面からの議論ができないような状況に陥ってしまっているところがあると思っていまして、なのでそこをどうにか打開できないかというのが一つです。

もう一つは、だからその偏在性の効果が結局見られていないので、深くまで議論されていないところかもしれ

ないのですけれども、地方法人税と地方法人特別税の違いは何かということを我々はきちんと押さえておく必要があって、わかっている人はもちろんわかっていると思うのですが、地方法人特別税はかなり明示的に都から吸い上げた税収を他の自治体に渡すという側面がありますね。一旦、国に地方法人特別税として国税化しますけれども、それを譲与税として全額おろすわけです。しかも全額おろした上で、全額おろしただけだとまだ全額本当はおろし切れないというのは、交付税で一定の調整が発生しますので、東京都が不交付団体なのでというので完全に戻すことができないので、その分をさらに基準財政需要を増やすという形で、とにかく全部東京都以外のところに渡すんだというような措置をとられたのが地方法人特別税だと思うのです。平成20年度の税制改正でもって。

それに対して地方法人税というのは、地方の税を国が一旦吸い上げるところまでは一緒ですけれども、その後は譲与税ではなく交付税でというふうに言いますが、交付税の原資になるだけであって、本当に交付税として戻ってきているのかどうかというのは、ちゃんと計算してみないとわからないところがあるのです。

何を言いたいかというと、原資には確かになっているのです。地方法人税は全額地方交付税の原資になっていますけれども、ではその分、地方交付税が増えたかというと決してそんなことはないわけです。我々はもともと呪文のように法定5税の一定割合みたいな形で地方交付税の財源のことを説明していましたけれども、今は厳密に言えば国税4税の一定割合プラス準国税的な地方法人税全額というような説明も、それも全額も一定割合と読み、地方法人税も国税と読めば法定5税の一定割合であることには変わりはないのですけれども、中身は大きく変わっていて、地方法人税が財源になったかわりにたばこ税が財源から外れているわけです。ということは交付税の総額がどうなったかというのは、最終的にはそこを見てみないとわからないという話になりますし、あとは他の自治体にどういうふうに配られているのか、基準財政需要がいじられているのかどうかとかいうところまで見ていかないと、東京都から吸い上げられたものがどこにどのように回ったのかということはわからないのです。ある程度は国の収支の改善に行っているところはあるのではないかと思います。それはちゃんと計算してみないとわからないですけれども、でもそれはもともと一定の狙いがあって、要するに地方消費税を引き上げるときに地方の財源が増えるのですが、でも交付税である程度それは縮んでしまうわけです。でも東京都は不交付団体であるがために地方消費税が増えた分は全額、自分たちのものになりますので、そこで東京都だけある意味、丸もうけした部分を吸い上げるというような側面もあったわけです。

というようなことも考えると、地方法人税の効果って地方消費税の効果もあわせて考えなければいけないし、さらに面倒くさいのは地方法人特別税の縮小が同時に行われましたので、それもセットで考えないと結局、何が起きたのかということを、今のところその三つセットで結局、何が起きたのかをきっちり説明しているような資料に出会ったことがないので、誰もやっていないのか、やっているけれども隠しているのかわかりませんが、そのような状況ではないかと思うのです。なのでそこをきちんと見ていかないと地方法人税の評価というのはできないだろう。しかもさらにこれから10%に上がるときに、また一気にこの三つが同時に動くことなりますので、そこで何が起きるかということを予想する上でも、26、27、28で決算データまで28は出ていますから、そこまできちんと見た上で評価するのが本来の姿ではないかと思います。

【諸富小委員長】 どうぞ、お願いします。

【星野委員】 今のお話に絡んで、地方法人特別税と地方法人税の違いは譲与税と交付税の原資という違いもあるかと思いますが、ターゲットとして法人事業税か法人住民税かということがあって、法人事業税は都の財源を動かすという意味がありますけれども、法人住民税では特別区まで対象に入ってきているという違いもあるのではないかと思います。あと確かにどこまで是正できているかということ自体が資料として見えていないというのはそのとおりなのですが、こうした税の是正措置を行う場合の問題として、どこまで是正されるとそれが妥当なのかという判断の基準が、ロジックがないということではないかと思っております。交付税の場合ですと需要

額と収入額というところで見て、そこの保障とあるべき収入の差額を調整するというロジックがあるわけですけれども、もちろん今の状況の中で需要額で臨財債も引かれたりするので、そこがどこまで本質的な意味でそれができているかという問題はあるとしても、需要額と収入額というそこで財政調整を行う基準というかロジックがあるわけですが、税で偏在是正措置を行った場合は財源超過額ってどこまで減らしたらいいんだとか、ゼロにすればいいのかとか、そういう議論というのがロジックの中から全く出てこなくて、結局、恣意的なものになってしまうという、そこら辺のところに問題もあるのではないかと思っています。

## 【諸富小委員長】 ありがとうございます。

この議論の主たる舞台がどこなのかよくわからないですけれども、例えば全国知事会とかいろいろな場で、今 星野先生が御指摘になったような、どこまで再分配が行われれば平準化されたと言えるのかという評価基準を設けて議論されているところはほとんどないわけなのです。単純に考えれば小林委員がおっしゃったように、一人 当たり税収というのは一番わかりやすい手法でありますね。税金だけで見られるし、だけれども、先ほどの話に 戻って交付税がそこで後から効果として入ってくるので、どうなのかというのは結局、評価が難しいという話に つながってきます。

だとすると、どこまで移転すればオーケーなのかというのがなかなか議論が収束しないという問題が出てきてしまうというのが、この議論の非常に難しい点です。あるいは東京都としてはそれに対してどのような議論をしていけばいいのかという、都税調の場としては何らかの移転が仮に必要だとしても、どこまで移転すればそれはオーケーだと言えるのかという基準なしに議論が進んでいくという点については、懸念があるという言い方もできないわけではないと思うのです。このあたりどうですか。

【金井委員】 既に議論が出ておりますけれども、偏在是正の尺度がはっきりしていないというところで、仮に偏在是正の尺度をつくるとすると基準財政需要額と基準財政収入額という財政力指数にならざるを得ない。ところが、財政調整のロジックを入れてしまうと税源配分には使えないわけです。税源配分と財政調整とは、論理的には一致しない。税源配分をした後で、財政調整で全部やればいいににもかかわらず、現実的には、前さばき的に税源配分のところで財調的なといいますか、偏在是正的な措置を盛り込まざるを得ないのはなぜなのかというと、結局のところ財政調整というか地方交付税でできないくらいの格差が、納付金制度を持たない現行の地方交付税制度では生じてしまうという、いわば逆戻り的なロジックが入っている。要は地方交付税が無能であるからということなのです。ただ、それはしょうがない。

これはドイツでもそうです。多段階で、最初の段階で調整していないと、後ろの段階で全部、最後で一発勝負で財政調整と偏在是正をすればいいではないかというのは現実にできないからということになるので、税源配分の段階で調整しなければいけない。税源交換論も結局そこなのです。何で交換しなければいけないのかという論理が本当はないわけです。つまり偏在性の高いものと偏在性の低いものをなぜ交換しなければいけないのかというのは、地方税自体では出てこない話なので、そうすると最終的に言うと地方交付税でどれだけ財調ができないのか、あるいは最終的にどの程度の格差が残ってもこれまではいわば許容範囲としてされてきたのかという話になると、結局のところ地財計画上の「不交付団体水準超経費」の大きさということになるわけです。論理的に言うと。

だから「不交付団体水準超経費」がこのまま放置していると、いわば戦後のコンセンサスといいますか、常識を越える大きさに今なったのかどうなのか。要は2000年代の格差の拡大の中で「不交付団体水準超経費」は放置していると極めて大きくなるのであれば、地方交付税では是正できない格差が残ってしまうことを意味する。だから税源配分で偏在是正をやらざるを得ないということは、恐らくそこに暗黙のうちに格差是正といいますか、放置されるべき偏在というものがある程度、相場観があったはずではないか。それを回復するのであれば偏在是正もある程度、論理的には許容できる。でもそれを超えて「不交付団体水準超経費」を減らし過ぎるのであれば

過剰な是正であるといいますか、相場観からずれる。

だから結局のところ、これまで日本の地方財政関係者といいますか自治体関係者の中で存在してきた、この程度の格差は残ってもしようがないというのが、「不交付団体水準超経費」という形で明確に地方財政計画上のパーセントとして数字として示されてきていたわけです。だからその平均的な比率を今も達成しているのであれば、これ以上、偏在是正措置をやる必要はないですし、今、放置しておくと「不交付団体水準超経費」は相当大きく積み増さないと処理できないというのであれば、偏在是正措置をやらざるを得ない。ただ、それは戦後の地域間公平のロジックを前提とすればということで、それをもっと変えて、この際だから富めるところはもっと富んで、貧しいところは滅びればいいんだというふうに価値観を変えれば、この議論は全くなくなりますが、今までのコンセンサスを前提にすると、地財計画上の「不交付団体水準超経費」の比率を維持するというのは一つの尺度になるのでなはいかと思うのです。

その場合に東京都における基準財政需要額の算定が適当にやっているというのは、東京都関係者の皆さんは御存じで、要は真面目に計算したってどうせ交付税は配分しないのだから計算するだけ無駄だから、適当に計算して、あとは結局、東京都も含めた「不交付団体水準超経費」という形で残ってくるわけです。だから本来は基準財政需要額を東京都あるいは区部においてもきっちり積算するという話が偏在性の議論の場合には必要になるのです。それは交付税の問題に最終的にはなるわけですけれども、ただ、そこで出た場合の要は積算してこれくらいやって、結局のところ、東京都は余るよといったときの余る程度、つまり財政力指数として出たときにどの程度許容できるのかということで議論しないと、基準がないので適当に46対1の戦いをさせられると勝てるわけがない。地方法人税やめる気さらさらありませんと言われるわけですね。なのでこれは無謀な戦いになっているというのが一つ目です。

長くなって申しわけないのですが、二つ目は小林委員がおっしゃったように、国との配分の話に持っていかない限り、東京都としては勝ち目がない話で、何で負ける戦いをずっとやっているのかよくわからないのです。小林委員がおっしゃったように、論点は自治体間ではなくて、地方財政全体 対 国というような話に持っていかない限り、これは絶対に勝てないわけです。

要は国ないし財務省は47の間で物を奪い合え。俺は知ったこっちゃないというふうに言うわけです。これは ふるさと納税を初めとして結局全部そうなのです。要は共食いをさせることによって高みの見物をしたいという のが為政者の基本的なスタンスで、それに不用意に自治体側が乗っているわけです。これは誠に愚かなことであって、偏在性という議論で結局のところ国にこれだけ奪われているんですよということを明示しない限り、この 争いはなかなかしんどいだろうなということで、要は誰かがいじめられれば、俺はいじめられなくなるという学校の話です。47人の学級の中で金持ちそうなやつをみんなでいじめておけばいいという話で、誠に品性のない話に乗ってしまっている。ところが、東京都に対して「おまえ幾ら金がかかるんだ」と聴かれても、それも答えられない。それでは全然話にならないですよね。

三点目は、佐藤先生がおっしゃったように、そもそも中長期的な支出を真面目に計算するまでもないのです。 今年の需要がどの程度なのかをまず計算するだけで本当は十分なのです。偏在是正の話は。そんな5年後偏在しているかどうかなんて話ではなく、とにかく今年の、あるいは来年度の是正をするときに、都の需要がこれだけあるんですよと言わなければいけないわけで、それはできるとかできないの話ではなくて、やらなければだめです。それをやらない限りこれも勝てないということで非常に厳しい状況だろう。だからずっと何十年もやっていて連戦連敗を繰り返しているというのは、この土俵に乗っている限り避けがたいのではないかと思いますので、都側の奮闘を期待したいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。大変きれいに論点整理していただいたかと思います。

一つ質問させていただきたいのですけれども、今、金井先生がおっしゃるような地財計画上の標準超過額につ

いては、どれぐらい超過してきたのか数字が出ている。

【金井委員】 水準超経費です。

【諸富小委員長】 そういうものができる。それをずっと過去にさかのぼれば、それはコンセンサスと呼べるのだと。

【金井委員】 少なくともそれでみんな納得してきた時代がある。ただ、価値観が動いているのかもしれません。

【諸富小委員長】 それはすぐわかりますよね。それをコンセンサスと見た上で、例えばここ直近10年ぐらいそれがどういうふうに変わってきたのか。コンセンサスとされてきたレベルを超えているので、こういう議論が起きてきているのかどうかという点も議論できますよね。例えばそういう基準を置いた場合は。どうなのでしょうか。金井委員からそういう御提案をいただきまして、2番目の点で地方全体VS国の議論というふうに持っていくべきだといった場合に、具体的にはどういう議論の持って行き方があるのかという点について。

【金井委員】 それはまさに先ほど小林委員がおっしゃったような話で、そこを計算して交付税の原資化されたと言いながらどこかに消えてしまっているかもしれない。つまり地財計画の策定方法ではそれが可能なわけです。需要側といいますか支出側を減らしてしまえば、あらかじめあるように見えるものもあっても、いつの間にか消えてしまってあれもこれもと放り込むことが幾らでもできるので、一般財源化してしまえばいいわけですからね。だから本当のところどうなっているのかという話をちゃんと見ないといけない。

これは三位一体改革のときの失敗をちゃんと踏まえる必要があるわけです。税源移譲と国庫支出金削減のスワップをやっているうちに交付税がいつの間にかがばっと減らされていた。あれは一体何なんだということですが、地財計画上の歳出側を減らせばできる。これはみんな知っているわけです。だから税源移譲とかで暴れている間に、知らないうちに地方交付税ががばっと減らされていて、結局、何のことはない。全部取られたばかりではないかという話になって、結局のところそういう話になる。三位一体改革も、より偏在性のないもので地方税にしましょうという議論で、それはそれで自治体間の争いになったわけですけれども、知らないうちに地方財源総額も取られている。正確に言えば、知らないうちではなくて公式でやっているからみんな知っているわけですが、知っているのに止められなかったという話なので、そこの理論武装こそが必要なのではないかというのが小林委員の御指摘で、なるほどと思いながら聞いていて、局面を打開するためには過去の偏在是正がいかにけしからんかと言ってもしようがないので、実際上、地方財源を確保してきたのは、第二次安倍政権になってそれなりに実は確保してきているとは思いますが、ただ、それで本当に消えていないのかどうなのか。どこかに取られていないか。取られていないのだったらしようがないですね。

そういう意味で地方財源総額が国に取られてもいないのだから、おまえたちで取り合えというのだったら、それは財務省側の言っていることもそれなりに理があると言えますが、実はあげてもいないくせにおまえらの間で取り合え。というかふるさと納税は明らかにそうですよね。自治体側で取り合った挙げ句に自治体全体のトータルの量は減っているわけです。これは明確ですから、そのような構造の中にあるわけで、そういう意味で別の資料で闘っていかないとしんどいのではないか。この資料では勝てないということです。

【諸富小委員長】 佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 まさに金井先生おっしゃったとおり、この資料では勝てないと思います。やはり変化球が必要だと思うのです。私が先ほどから思っているのは、変化球その1はくどいようですけれども、税制改革だと思うのです。そもそも法人事業税、地方法人特別税含めてそもそもの税制改革としてどうなの。私が個人的に好きなのは法人課税を下げた方がいいのではないか。それは東京都にとっての利益だし、そのかわり環境税なり所得税なりを上げればいいでしょう。もともとそういう方向でいるわけだしというのが一つ出口を税制改革に求めればその1。

その2なのですけれども、その2は多分、一人当たりの税収を均等化されるのは平等だという考え方の前提にあるのは、みんなが同じ仕事をしていることなのです。だから一人当たりの財政力がある程度均等化しなければいけない。でも実際に自治体によって同じ仕事をしければいけない必然性はなくて、多分してもいないのです。であれば、東京都がもう一つ言えるのは、俺たちは財源が必要である。なぜならもっと多くの仕事を自分たちがやるから。例えば国がやっている直轄事業も俺たちが引き受けるというのでもいいし、もう一つ、もうちょっと現実的なのは、東京都は意外と些末な補助金をもらっているのです。介護関係とか医療関係とか。そんなの要らないと。義務教育国庫負担金も要らない。そのかわり教育も医療も介護も俺たちに好きにやらせてくれと、特区ですよね。国庫支出金を返上しますから、そのかわりそこは自分たちの財源でやらせてくれというのであれば、ある意味より多くの仕事を自分たちが引き受けたことになるわけなので、これも一つのやり方。

日本の地方分権の悪いところは、みんなが同じことをしようとして分権化するから無理が出るのであって、東京はもっと多くの分権を求めます。つまり具体的には自分たちの裁量と責任のもとで教育と医療と介護は提供しますと。だからそのための財源が必要なのでください。偏在是正しないで。でも国庫支出金とか浮くので、あるいは国は自分たちで支出しなくて済むので、直轄事業など含めて、その部分は地方に回してくれという話にすればいいだけなので、こういう形である種、より一層の地方分権をみんなでやるのではなくて自分たちが率先してやるんだと。ついてくる人がいたら別についてきてくれて構わないけれども、そういう地方分権に出口を求めるのがその2だと思うのです。

なので、そういう変化球をやらないと、偏在是正の中で議論をしているうちはただの神学論争になってしまう と思うので、学者として議論するのはおもしろいのですけれども、政策的には出口がないということなのだと思 うのです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様からはいかがでしょうか。会長、どうぞ。

【池上会長】 本日は珍しく、かなり皆さんの意見が共通している部分が多いというように伺っておりました。 共通していると特に思ったのは財政需要の問題です。東京都の財政需要がいわゆる今、お話がございましたけれ ども、財政需要も2種類あって、みんなが全国的に同じことをやるという意味での標準的な財政需要と、東京都 が分権のトップランナーとなって、都に権限を寄こせ、自分の税金でやるんだから文句はないだろうという意味 での財政需要を主張していくという、2段階の主張の仕方があるのではないか、という御意見です。

それから、地方交付税に関して言うと、確かに地方法人税を全部交付税原資化したときに、そこだけで交付税 財源の総額が決まるわけではなくて、例えば他のところで特例加算部分が減っているのではないかとか、臨財債 が減っているのではないかとか、そちらの方で吸収されてしまったら、実は交付団体が豊かになっているわけで はないのではないかとか、いろいろな捉え方があるわけです。そこの検証をやらなければいけないだろうという 御意見ですね。

それから、これも小林委員が言われたとおり、地方消費税の増税は今後もあるわけですが、それと地方法人特別税と地方法人税の組み合わせです。さらに地方交付税との組み合わせもあるので、少なくとも4者の組み合わせでどこがどれだけ得して、どこがどれだけ損したのかということを検証しなければ話が明確には見えないだろうということです。その検証ができるかどうかということも検討してみなければいけません。

前回も私は少し申し上げましたが、日本は分権的かどうかというのはいろいろな議論のあるところですが、地 方税自身に偏在是正を求めるというのも、実は地方分権の発想から言うと難しいのです。つまり、東京都は東京 都内で税金をとって、それを偏在ですと言われても困る、というもともとの問題が実はあるわけです。これは本 来は国税との関連です。本当に偏在を是正するのだったら国税のところでやるしかないだろう。地方交付税の原 資は国税だと言っているのだから、国税の部分で偏在しているものを交付税に回せばいいではないか。そういう 議論もできるわけですが、いろいろな論点が今日も出されました。これをどういう形で発展させるか、考えてい きたいと思います。

## 【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ということで委員の皆様方の御意見を聞いて非常に印象的だったのは、今日の資料では勝てないということを何人かの委員の皆様から御指摘いただいたということですので、今後の議論の立て方自体についてもいろいろと今日は御示唆をいただけたかと思います。

この論点につきましては一旦ここで終えさせていただきまして、二点目の地方法人課税についての議題に入っていくということでよろしいでしょうか。

では、法人事業税と法人住民税の分割基準について、事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

# 【髙瀬税制調査担当課長】 ただいま画面に表示しました資料4の説明をさせていただきます。

こちら次第(2)①の法人事業税、法人住民税の分割基準に関する資料となります。本パートでは、分割基準の制度本来の趣旨、これまでの改正経緯、昨年度の都税調答申等を踏まえ、また、さまざまな観点から望ましい分割基準のあり方について御審議いただければと存じます。

本日は、ポイントとなる資料に絞って御説明をさせていただきます。

#### (PP)

ただいま表示した2ページを御覧ください。こちら法人事業税における分割法人の割合を全体と資本金1億円超の法人に分けて表したグラフです。全体に占める分割法人数の割合は約5%ですが、税収の方では約76%を占めています。これを資本金1億円超の大規模法人に限定しますと、法人数で約6割、税収では約92%を分割法人が占めています。

### (PP)

次に、今、表示しました4ページを御覧ください。こちらは昭和26年度の制度創設以降の法人事業税の分割 基準の主な改正経緯と都への影響額をまとめた資料です。平成以降の都への減収影響は大きく、平成元年度の改 正で385億円、17年度の改正では1,100億円の改正当時の減収額となっています。

## (PP)

次に、今、表示しました7ページを御覧ください。平成28年度与党税制改正大綱では、法人税制をめぐる諸 課題の中で、地方法人課税については大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準等につ いて検討するとしています。

# (PP)

一方、今、表示いたしました8ページの資料でございますが、平成29年度の都税調答申からの抜粋になります。この中では法人の事業規模を最もよくあらわす指標は付加価値であるとされており、そのうち最大の割合を占める人件費を用いることには合理性がある、また、人件費の代替指標である従業者の数は簡便な基準としてふさわしいとしています。

## (PP)

この人件費の付加価値に占める割合を示したのが今、表示した9ページの資料になります。約7割を人件費が 占めている状況となっております。

# (PP)

続きまして、今、表示しました10ページの資料ですが、分割基準に関する地方団体からの意見を抜粋したものです。全国知事会は、前回見直しから10年以上経過していることに鑑み、社会経済情勢の変化に応じたより客観性のある指標とすべきである。法人事業税の応益課税の性質を踏まえ、財政調整を目的として行うべきではないとしています。

また、他県におきましては法人事業税の分割基準に係る国への提案・要望として、製造業における有形固定資産や償却資産ベースの指標の導入や人員を有する事務所等を置かない太陽光発電施設を分割基準に加えることなどを挙げています。こうした提案や要望に対する御意見などもいただければと存じます。

事務局からの説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

このような資料を用意していただいた背景要因としましては、今も御紹介のありました資料の9ページ目、平成28年度与党税制改正大綱の中で、法人税制をめぐる諸課題の中で地方法人課税については大法人向けの法人事業税の外形標準化を踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討するということで、分割基準というのが一つの焦点になるかもしれない。まだ議論の行方がわからないのです。どうなるかわからないのですけれども、法人事業税について議論が進む場合に、一つ分割基準というのは焦点になってくるのではないかというところで、また要望も今、最後の10ページ目のスライドで御紹介いただきましたように、幾つかの県から要望も出ているということです。こういった分割基準のあり方ということについて一通り議論してみたいと考えております。委員の皆様方から御意見、御見解あるいは資料に対しての質問でももちろん構いませんが、よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】 この分割基準の問題なのですけれども、地方税で幾つか前近代的なものが入っているんだなというのは、例えば自動車税もそうですが、いまだに排気量とエンジンの大きさに応じて課税するというのもなかなか珍しいなと思うのですが、多分この分割基準も極めて前近代的だと思うのです。本来は何らかの経済価値に応じて分割するのが筋ですよね。

ここで重要なのは、各分割対象企業が別にどれくらい、どこで受益しているかの問題ではなくて、どこで付加価値を生み出しているかの問題だと思うのです。なぜかというと、私が理解する限り地方法人課税は基本的には源泉地主義課税なので、付加価値の生まれたところで課税をするのが原則。これはBEPS問題と同じなのです。だとしたときに、どこで付加価値が生まれたのだろうと言われたって、それが企業は単体で財務諸表一本しかないわけですから、基本的に一つの企業を捉えると、だから地方ごとに何か財務諸表があるわけではないので、それはわからない。だから何かで代理させようとするわけです。

それで今まで使われていたのが目に数えられるもの。つまり人間の数、頭数と事業所の数。それは本社も支社も関係なく、社長も従業員も関係なくです。だから極めて粗いやり方でやってきたのだと思うのです。海外とかだと例えば似ている議論をしているのはヨーロッパです。CCCTBがそうなのです。あるいはアメリカのカリフォルニアのユニタリー・タックスがそうです。あれては基本的には分割基準は経済価値、具体的には総資産とか総資産の比重、ダイレクトに人件費、もう一つ、売上げなのです。こういったものに応じて分割をする。

つまり何が言いたいかというと、経済価値に応じて分割をするというのは近代的な税制なのだと思うのです。 だから多分もし今回この件で結果的にそうやることは東京都にとってメリットがあるかデメリットになるか知 らないけれども、分割基準の近代化をしませんかという議論は少し前向きな、つまりパイの奪い合いをしている のではなくて、合理性に基づいた分割基準を考えませんかという議論は本来してもいいのかなと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。まさにそうだなと思って聞いておりましたが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

アメリカの場合だとあれではないですか。3分の1ずつ。

【佐藤委員】 そこは粗いのです。

【諸富小委員長】 でもタックスコンペティションが激しくなってきて、だんだん売上げないし消費の方にウエートが多くなって、ミシガンの場合は9割ぐらい消費の方に。事実上、消費課税になりつつあるのです。しかし、佐藤委員の御提案はおっしゃるように経済活動ときちんと生み出した付加価値だとか、ですから確かに言わ

れてみればある種の外形的な基準に基づいて、前近代的と言うかはともかくとしまして、外から数えられる基準に基づいて、ある種のそういう課税ベースの分割を地方間でやる。これがそもそも望ましい分割基準になっているのかどうかということについて、これまで根本的な議論はなかったように思うのです。東京都がそれを提起すべきではないかというのが一つなるほどと私も思いました。

【関口委員】 今、佐藤先生がおっしゃったことは私も賛成です。基本的な考え方は、経済活動の規模に応じて、規模に比例する形で、税収をそれぞれの地域に配分をしていくというものです。この基準の発想は、佐藤先生がおっしゃったようなアメリカの配賦基準の反省と望ましい方向を捉えながら、シャウプ勧告の補足説明の中でも「事業税の分割基準」としてうたっている部分があります。

結果として、シャウブ勧告以降に日本が選択をしたものが、人的要素と物的要素のうち、人に着目をする部分に集約するというものであり、そのような形で改正が重ねられてきました。その改正が重ねられていく中で、経済活動の規模に応じて各地域に税収が配分されているかどうかという部分が、歴史的にどういう形で議論されてきたのかというところは、一度検証してみる必要があると思います。個人的には、方向性としては、これまでも、できるだけ経済活動の規模に応じる形で税収を分割をするときの望ましい分割基準は何か、というのをいろいろ議論してきていると思います。ただ、それが結果として改正に反映しているのかどうか、という部分で言うと、必ずしも反映していないところがあるというのが悩ましいところだと思います。

もう一つは、BEPSの問題と同じだというのはおっしゃるとおりで、BEPSの問題も基本的には経済価値を創造している地域に税収を配分するというのが望ましい姿だという議論です。これは分割基準の議論とシンクロしていると言えばシンクロしている。ただ、BEPSでは、無形資産の租税回避の問題をどうするかという捉え方を出発点に議論している。もしそちらを重視すると無形資産の問題が非常に出てきてしまうわけですが、現在という観点でとらえると、無形資産による租税回避というのが余り日本では問題視されていない。分割基準としての資産という意味では、まずは有形資産の要素を取り込むかどうかに関して議論をしていくことは、議論の突破口としてはあるのではないかと考えています。

【諸富小委員長】 ちなみに今のような経済合理的な観点から分割基準はどうあるべきかという理論側からのアカデミックな議論は、日本では蓄積はあるのですか。政策には現実に反映されなかったという御指摘もありましたが、そもそもそういう議論をちゃんと真面目にやられてきたのですか。

【佐藤委員】 多分ちゃんと考えなかったのではないですか。

【諸富小委員長】 アメリカでは結構いろいろな議論があったし、州なんか基本的に課税自主権が非常に広く 認められているので、タックスコンペティションになってしまうのですけれども、そもそもどういう分割である べきか、ユニタリー・タックスという場合も含めて議論はあるのですよね。ずっといろいろな議論が重ねられて きていて、政策的に可能なものとそうでもないものの中で選択が行われてきているのですけれども、そもそも日 本の場合はこれ自体が真面目に議論されてこなかった。

【関口委員】 アメリカの場合で言うと州が勝手にやってしまうので、そういう意味ではどれが望ましいのかという議論はしてはいるけれども、各州を取り上げて見たときにはカリフォルニアがとっているやり方と、その隣でやっているやり方が必ずしも同じではなくて、果たして賃金、資産、売上げ3分の1がいいのかとか、そういうところで侃々諤々の話をしている状況です。つまり、配賦基準として賃金、資産、売上げという三つのものが基本的とされており、モデルとしてこういうものがあり得ますね、というところまではあるのですが、それぞれの州が勝手なことをやるもので、なかなかこれが正しいのではないかというのが出てこなくて、アメリカはそれで今に至っているという感じです。また、EUはEUで先ほど佐藤先生がおっしゃったとおり、プランは出るのだけれども、各国の経済活動の違いを反映してどれが望ましい基準なのかというところが国の経済活動の違いによって有利、不利が出てくるというところがあって、なかなかどれが正しいというところまで議論が行き着い

ていない。それを何とか調和できないかというのをずっと模索しているという印象です。

【諸富小委員長】 ユニタリー・タックスみたいなものを日本国内で、都道府県間でやるというようなことになると、いろいろなパターンが考えられますね。3分の1、3分の1、3分の1みたいなものを検討しても、なぜ3分の1かという究極理論あるのかと言われたら、ないのです。だから4分の1、4分の1、2分の1でもいいかもしれないし、それはシミュレーションをやるといろいろなパターンを計算してみると、当然、都道府県間で利害得失が発生しまして、今、関口委員がおっしゃったような合意というのは非常に実際には難しいので、佐藤委員の御提案に触発されて確かにそうだなと思いつつ、実際に具体的に議論していくと非常に難しい部分もあるなと今、皆さんから伺っていて思いました。

【佐藤委員】 二点ありまして、もちろん理想的なシステムはないと思うのです。では今の話は理想的かというと、別にそういうわけでもないので、不完全なものと不完全なものを比較しているだけという割り切りはできると思うのです。

スタートラインをどこにしますかというと、一つの考え方はステータス・クオーを守るようにウエートをつけてあげるというやり方はできますよね。そこを用意ドンでスタートにして、あとはどうなるかは知らないよというやり方もあり得る。別に私は3分の1もどれが一番いいかということは全然わからないので、同じようなウエートをかけていると言っているだけですから、何かシミュレーションをして出てきた結果でも何でもないので、それは政策論ですから別にコンセンサスのとれる範囲でやりましょうよというウエートについてはできる。ただ、原則論はあくまで経済価値に応じた分割だというのを原則として守りませんかという提案だと思うのです。

もう一つ、基本的には全ての所得を合算してCCCTBもそうだし、ユニタリー・タックスもそうですけれども、ユニタリー・タックスは米国内ですし、CCCTBはEU内の所得の合算です。合算をして、それを経済価値に応じて分割をするというルールです。

そうなってくると少し些末な話になりますけれども、法人事業税、法人住民税は連結法人の扱いがあるのです。 これをいまだ単体法人として扱っているというのは、実はわざわざ自分たちの中で分割してしまっているのです。 もしもこの種の議論にビジネス界を巻き込んでもう少し冷静な議論をしませんかということであれば、一つは連 結課税、連結法人については連結納税をベースにするというのは一つのやり方。単純に課税ベースを全部アグリ ゲートして、あとは経済価値に応じて分割しますという議論になりますので、だから分割基準の話をするのであ ればもう一つ、連結法人課税のところも抱き合わせで議論した方がいいのかなという気がします。

【諸富小委員長】 他にはこの論点、御意見ございますでしょうか。

【池上会長】 この資料で言うと4ページ、分割基準の主な改正経緯と都への影響額というものがあります。 先ほど支払い給与と売上げと資産という3要素がアメリカで議論されてきて、その3要素も種類ごとにばらばら だし、最近はいろいろな改正があるというお話もございました。日本の場合は47都道府県ばらばらということ はないので、そういう意味の争いはないわけですが、従業者数がもともとの一番大きなベースにはなっているの でしょう。ただしそれに対して、例えば工場部門は1.5倍にするとか、本社部門は2分の1にするとか、非製 造業については事務所の数でやるとか、先ほどの言葉を借りて言うならば、近代的というよりも近代以前のもの に戻すような、後ろに引っ張るような形で改革を行ってきたこともあって、それを東京都の側は先ほどのように 不合理な是正措置の一つだと、そういう呼び方をしてきているのですね。

仮にこれを、一つのスタートラインとして全部人件費つまり支払い給与でやったらどうなるのか。恐らくこれをやれば、予想としては都の取り分が相当増えるような気がします。そこから話を始めましょうということになると、またすごいことになりますが、しかし、考え方としてはそれが一つのスタートラインになることはあるでしょう。

少なくとも不合理な是正措置をもとに戻せということは言ってきているわけです。昨年度の都税調の答申も資

料として出していただきましたが、人件費というものが合理的であって、その第1指標として従業者の数を使っているのだから、これがいいのではないですかということを言っているわけで、それをベースにしてものを考えてきました。もちろん従業者の数よりも人件費の方が東京にとっては税収の面では多分有利なだと思いますが、そういう議論をやっていくことも一つの考え方としてはあるかと思います。

【諸富小委員長】 ということは例えば今、資料に出していただいている29年度の税制調査会答申でも言っているわけですね。これをもっと体系的に議論していこうではないかということでありますね。

他にはございまでしょうか。小林委員、どうぞ。

【小林委員】 私もよくわかっていないところがあるので、素朴な疑問というかお尋ねするような形になるのでどなたか教えていただければと思うのですけれども、分割基準はそもそも何なのかなというのがまだもやもやとしているのですが、そもそも本来ここで今の都税調の答申の中に出てくるような付加価値を分割基準にするようなことが望ましいというものにあるように、本来、付加価値で負担するのが望ましいところを事業税で事業に対して課税すると言いつつ、実質的な所得課税だったので、所得に課税した上で付加価値で分割するというようなやり方をとってきたと理解していいのかなというのがまず一つ目の疑問なのですけれども、そうだとしたときに外形標準課税が導入されて、実際に付加価値で課税するようになってきているにもかかわらず、さらに付加価値で分割することに意味があるのかどうか。それはしかし所得課税の部分が残っているからこそ、付加価値で分割することに意味があるのか、あるいはそれとはまた別の要素で何か付加価値あるいは代替指標になるようなもので分割することに意味があるのかという、どういうふうに整理すればいいのかなというのが素朴な疑問で申しわけないのですけれども、教えていただければと思うのですが、どうでしょうか。

【佐藤委員】 お答えになるかわからないのですが、付加価値は二つあって、我々経済学で言うところの付加価値という議論と、もう少し一般論としての付加価値というのがあって、つまり経済価値がどこで生まれたかという議論であって、分割基準は今、申し上げたとおり人件費は確かに付加価値の一部ですけれども、総資産は本当は何の関係もないのです。あれはストックですから。売上げはましてやダブルカウントです。売上げをコスト面で構成する一つが人件費ですから。なので別に付加価値というのは、いわゆる外形標準的な意味での付加価値割という意味ではなくて、経済活動が行われた場所はどこか。何らかの経済価値が生まれる場所はどこなんだと。それは人を雇った場所だよねとか、資産というか、事業所があるところだよねとか、あるいは実は売上げ。別にここで言う売上げは消費者とは限らないです。単に中間財であれば出した売上げでいいので、出荷額でいいので、売上げのあった場所だよねと。要するに経済規模の大きさを表す指標だということです。だから厳密に言うと付加価値という言い方は正しくないのかもしれないです。

【小林委員】 そうだとしたときに、付加価値で課税するのが本来、望ましいのに、それがわからないから別の指標を使っているということなのか、でも付加価値だけで課税するのは望ましくないから別の指標を使っているのかというのはどうなのですか。

だから付加価値で課税するのがそもそも望ましいのかどうかということなのかなと思うのですが、付加価値で 課税するのが望ましくて付加価値がはかれるのだったら、付加価値で課税すればいいではないかという話になる と思うのですけれども、付加価値で課税するのが望ましいけれども、付加価値をはかれないからそれ以外の指標 を持ってくるという話なのか、そもそも付加価値で課税すること自体が絶対的に望ましいわけではないので、別 の指標を使うということなのかというのはどう考えればいいですか。

【諸富小委員長】 今の改正論議の流れは、付加価値ベースにしていくことが望ましいということで外形標準化になってきているので、それ自体が望ましくないのでまぜていますという議論でないように思うのです。むしろ所得課税でずっといることがなぜ法人利潤課税と二重に地方と国はとっているんだという話になってきたのだと思うのです。ただ、付加価値で課税しても結局、私の理解ですが、例えば広島県本社の企業であれば広島県

に税金を付加価値税をとった上で、税収もそのまま広島県に納めるとしても、全国企業の場合は結局、東京都に 納めるのですかね。どういう税金のとり方なのですが、なのでもう一回、全国で工場や支店も持っている場合に 付加価値が発生したところに配り直さないといけないので、だから付加価値税になったからといってそれとこれ とは別というか。

【佐藤委員】 正確に言うと付加価値は人件費を含むので、本来、法人事業税は人件費を控除しているので、 正確には利益だと思うのです。利益はどこで発生しましたか。売上げのあった場所ですか、生産活動のあった場 所ですか、人を雇った場所ですかという、そういうところで分割しているというのは言い方として正しいかなと 思うのです。

【池上会長】 資料の9ページ、付加価値額に占める人件費の推移というグラフ、図があるわけですが、ここには付加価値の構成要素が書いてあって、人件費が大体7割ぐらいです。

図の上の方を見ると営業純利益があるわけですが、支払賃金あるいは従業者数は地域ごとにわかりますが、営業純利益がどこの地域で生まれたかというのはなかなか難しいのです。企業全体として活動して、一つの企業として利益が生まれているので、これがどこから生まれたかは、従業員の数に比べるとわかりにくい。課税ベースを付加価値にするということと、分割を付加価値でやるというのも意味が違っていると思いますので、この中で地域ごとに分けられやすいのはどれだといえば、確かに動産・不動産賃借料はわかります。どこで借りたかはわかります。ただし、支払利息等はなかなかわかりにくいですね。

## 【諸富小委員長】 どうぞ。

【金井委員】 私は今、経済学、財政学の専門的な議論についていけないのですけれども、そこはどういうふうにこの事業税の分割の問題を考えるのかというのがあるのですが、都税調の議論でやっていたのは、要は事業活動がある以上はそこに対して行政に何らかの恩恵を受けているだろう。このような主張をされているわけです。それは経済活動が行われていれば、多分何らかのアクションが現実の地理的区域内であるから、その地域に行政として何かが作用しているだろうということなのだろうと思うのですけれども、そういう意味から言うと利益を生んでいるのがどのようなものかわからないけれども、メガソーラーのような邪魔なやつが出てくると課税したくなる。少なくともそれが分割基準に入っていないと納得できないという、見える活動の地理的所在というのが各県から主張されている考え方。

これは多分、経済学的に何を言っているか全然わからないという主張だと思うのですけれども、政治的、行政的に言うと、要は目障りなやつが存在しているということが、そもそも課税の対象となるべきいわばアクション、事業活動が行われているということです。経済的な付加価値や利益を上げているかどうかは知らないけれどもという話です。それで一応、目に見えるものはいい。

ただ、ここでも出てきていますように人と不動産はいいとして、無形の話とかサイバー空間でもうけているやつとか、純益とか、最近純益が増えているのはコーポレートガバナンス改革で、結局のところ企業が外形ではなくてしこたまため込むようになったら、それで経営陣とかお金持ちがもうかるようになってきている。そこら辺は結局全部すっと抜けてしまうわけです。

だから何となく経済行動がまさにモダンからポストモダンと言うべきなのか、後期近代と言うべきなのか知りませんが、時代が変わりつつある。近代的に言えば、とにかくある程度、物とか人で生産されて、かつ、それが空間的に存在している。そのいわば成れの果てがメガソーラーだと思うのですけれども、それは捕まえやすい。それを捕まえて税収とするというのが自治体の現場感覚に合うと思うのです。しかし、ポストモダンと言うべきか、そもそも近代世界経済と言うべきかはともかく、もう一つ、空間というかフィジカルな意味での空間と違うところで何となくもうけているものがある。そもそも市場経済ってそういうものです。市場という概念自体がフィジカルな意味での空間でない空間ということですから、そもそも分割なんて本当はできるはずないだろうと。

経済学を純化して言うと、抽象的な市場で生まれるのであって、フィジカルな場所としてのどこかの市場で生まれているわけではないと言われてしまうわけで、そうするとだんだん、地理的に分割する話は、しんどくなってきているなということです。そこで、一つはだから経済規模があろうとなかろうと、とにかく目障りな活動をやっているというのは分割基準で入れておいた方がいいと思うのですが、もう一つは市場経済そのものの持っている非空間性といいますか、フィジカルな空間と超越した存在であるということをどうやって、フィジカルな空間を前提にする自治体としてどう捕まえるのかというのは、この分割基準の問題だとかなり深刻な問題だと思うのです。これはどうしたらいいのかよくわからないので、私なんかは結局、財政調整で議論すればいいだろうという話になってしまいがちなので、全部テーブルをぶち壊してしまう話になるのですが、それはやめておくとすると、ここで人件費と不動産以外の部分についてちゃんと分割するという方策を見つけないと、議論としては物足りないなという印象を持つ次第です。

だから1回目に会長がおっしゃったように、人件費と不動産だけではないだろう。残っている部分がどんどん増えているではないかと。これをどうするんだという議論は多分非常に深刻で、これは実は東京に有利に作用している可能性はあるのです。普通に考えれば。だからそれをどう考えるかなのです。それが東京に結果的に帰着していること自体が不公平で、本当はそれをもっと土地とか人で分けるべきなのか、それともそもそもそれがあること自体、間違っているから分割基準で入れないんだというものなのか、それとも結果的に表面的に東京に空間が来てしまうけれども、それ自体はそもそも全体の空間を前提にして生み出されている利潤を東京だけに空間帰着させているという現状が間違っていると考えるのかはともかくとして、大きな議論をしていかないとならないのではないかと思います。

ただ、政府とかが分割基準に手を出すかどうかわからないです。地方法人課税のあちらで偏在是正をしてしまえば、こちらは手をつけなくてもいいとか、とりあえずメガソーラーぐらいやるかとか、その程度で終わるかもしれないので、余り変な寝た子を起こさない方がいいのかもしれないのですけれども、そこら辺の判断はわからないのですが、どうなるのですかねと。

【佐藤委員】 今の問題は基本的にBEPSなのです。だから国際課税でもこれは今、大問題になっていて、メガソーラーはまだいい例で、例えば倉庫はどうしますかという話です。倉庫だってある意味、恒久施設ではないかという議論を今しているわけなので、なのでこれは地方税の問題と考える以上に無形資産が経済活動の主力になってきているこの御時世、つまり経済のデジタル化が進んでいるこの御時世においては、従業員の数はましてやですけれども、そもそもフィジカルなもので分割することにどこまでの意味があるかというか、できるのかどうかというのは、これは別に地方税に限ったことではないということだと思うのです。この点は多国籍企業にも同じことは言えるわけです。

【諸富小委員長】 大体御意見言っていただけましたでしょうか。どうぞ。

【工藤税制調査課長】 いろいろ御意見ありがとうございます。

東京都として今の経済活動規模に応じたというところはもっともだなと思って聞いているのですけれども、例えば他の自治体がアイデアとしていろいろ出しているところとか、そういったものが例えば今の分割基準の中に入れていくに当たって適正かどうかという話はあると思うのですが、今メガソーラーの話が出たのですけれども、その他他のところについてもいかがかなというところを御意見いただければと思います。

【諸富小委員長】 例えば資料の10枚目みたいなものに対して、例えば茨城県、兵庫県、佐賀県がアイデアを出していますけれども、これはどういうふうに考えられるか。

【工藤税制調査課長】 そうです。他の県からもアイデア、提案がいろいろ出ているところについて、その経済活動規模とかそういった考え方に基づいて御覧になったときに、どのような御意見があるかなというところも。 【諸富小委員長】 ございますか。太陽光、ソーラーパネルについてはコメントのあったところですけれども、 ただいまおっしゃったように目立つところを捕まえている感じですね。明らかにメガソーラーは増えて、2012年にFIT法が施行されて、それ以来、急速に増えているわけです。ちょっとやり過ぎではないかというぐらい言われるようになってきているので、FITで買い上げてあれも確かにもうかっているではないかということで、だけれども、必ずしもそこの土地に上がった利潤の税収も落ちていなければ利益も落ちていないではないかという不満が多分、各所に起きてきているのではないかというのが私の思うところです。

だけれども、すごく議論の方向性としては佐藤委員の言葉を借りるとオールドファッションな分割基準を、さらにオールドファッションのまま拡張しようとしている提案ではあると思います。恒久施設でそこにひっかけてかけられるものは他にはないのかという感じで見つけていっている。だからここでずっと先生方に議論いただいたような経済活動に着目して分割基準とすべきではないかという議論が全くここでは出てきていないですね。なのでみんな恒久施設で、物で、あるいは不動産で目に見えるものにひっかけていこうと。それで少しでも地方にたくさんあるものに着目しているなという感じがあります。フランチャイズはそうですけれどもね。皆様から感想はございますか。

【池上会長】 私がこういうことを言っていいのかどうかわからないのですけれども、普通、ストックに課税する地方税は固定資産税ですが、これは市町村税です。県レベルでかけようとする大規模な固定資産というのもありますが、それはそこから上がってくる利益ではなく固定資産の価格に償却資産としてかけることになると思います。角度は違うかもしれませんが、それは市町村がかければいいわけですが、都道府県が自分たちにかけさせろというのも一つの考え方ではあります。付加価値を生んでいるかどうかというよりは、固定資産そのものにかけるという考え方もあり得ます。

【諸富小委員長】 金井委員、お願いします。

【金井委員】 目に見えるところにかけるというのは、まさに前近代というか江戸時代みたいな感覚です。土地があるからかけるとか、田んぼがあるからかける。田んぼのかわりに電田にかけるというのがメガソーラー課税というか分割基準論で、これをやっていたら事業税は死に絶えていく方向にしか進まないというか、非常に前世紀の遺物的な税になりつつある。しかもこれは全体のパイが減りつつあるなど、貧しい外形に合わせて、分割をめぐって争っている。そんなところと違うところで金持ちは稼いでいるのに、何となく元気が出ないという話です。もう少し局面を打開するような話をしないと、それは実は国税も一緒だというのは佐藤先生おっしゃるとおりで、グローバル経済のもとで各国の税制自体は非常に20世紀的に苦労しているわけです。そういう意味で何となくもう少し大きな話にしないと、せこいことをやっていたら江戸時代に戻ってしまう。あとは隠し田をつくるかどうかという話ですね。これはやめた方がいいので、つまらない議論ではなくて、もう少し都税調として佐藤先生がおっしゃったように21世紀の経済に合わせたような局面打開をしてもらいたいなという気はします。

【諸富小委員長】 ただ、恐らく気持ちはわかるというか、物的な公共施設にひっかけて分割していく方が地方にたくさん行くでしょうね。もしそうでない経済価値とか別の議論がありまして日本自体がとれていないではないかという無形資産が発生している価値なんていうものにもし着目してなんていうことになると、それこそ東京に物すごい税収が落ちる結果になるでしょうね。もしそういうことをやればです。なので物的なものに着目するというのは、そういう意味では理解できるというか、ただ、これがいいのかという議論は東京に取り戻すではなくて、分割基準のあり方はこれでいいんですかという問題提起は十分できるし、委員の先生はそういう概念ですね。ということでいいですか。

では、残る論点で②法人実効税率、③法人事業税の外形標準課税について議論に入りたいと思います。事務局から論点及び資料の説明をお願いします。

【髙瀬税制調査担当課長】 それでは、画面に表示しました資料5、法人実効税率及ひ外形標準課税の御説明

をさせていただきます。

こちら次第の(2)②及び③の論点に係る資料となります。

本パートにおきましては、近年の諸外国における法人実効税率の引下げや課税ベースの拡大などの国際的な環境変化を踏まえ、主に地方財政の確保、経済活性化等の観点から、望ましい地方法人課税のあり方について御審議ください。

なお、論点としては②の法人実効税率と③の法人事業税の外形標準課税とは分かれておりますが、必要に応じて②と③は御一緒に御審議いただければと存じます。

それでは、本日のポイントとなる資料に絞って御説明をさせていただきます。

## (PP)

ただいま表示しました1ページを御覧ください。こちらは法人実効税率の国際比較の資料です。現在、フランスを除き軒並み20%台、イギリスとシンガポールについては10%台の状況となってございます。

### (PP)

続けて表示しました2ページを御覧いただきますと、日本の法人実効税率29.74%の中で、地方法人課税は7.35%を占めていることがわかります

### (PP)

3ページ、平成16年度当時の法人実効税率39.54%から現在の29.74%に至る法人税及び地方法人 課税の税率の段階的引下げのプロセスがわかります。地方法人課税においては、平成27年度、28年度の2年 連続で税率の引下げとあわせ、法人事業税の外形標準課税の拡大が行われています。

### (PP)

次に今、表示しました4ページを御覧ください。こちら各国の法人所得に対する課税額に社会保険料の事業主 負担額を加えた額が、各国の名目GDPに占める割合を国際比較したグラフになります。日本はOECD平均は 超えていますが、フランス、スウェーデンよりは低く、内訳を見ると法人所得課税の割合がOECD平均よりも やや高い状況となっております。

## (PP)

次に、ただいま表示しました7ページを御覧ください。こちらは昨年11月に策定された「国際金融都市・東京」構想の中で、税に係る主な取組をまとめたものです。都では資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進につなげるため、国家戦略特区において法人事業税及び法人都民税の政策減税を検討するとともに、国に対しては法人税の軽減を働きかけているところでございます。

## (PP)

続きましては、次第(2)③の法人事業税の外形標準課税の論点に係る資料となります。

ただいま表示しました8ページを御覧ください。外形標準課税の割合は、平成27年度及び28年度の改正により段階的に拡大され、平成26年度以前は全体の8分の2であったのに対し、28年度以降は8分の5と6割強を占めている状況です。

## (PP)

次に、今、表示しました 9ページを御覧ください。外形標準課税対象法人は約 2. 2 万社で、全法人数約 2 5 3 万社の中では 0. 9%となっております。なお、非外形法人の 2 5 0. 6 万社のうち欠損法人は 1 6 7. 4 万社であり、全法人の中で 7 割弱を占めている状況でございます。

## (PP)

10ページ、平成16年度の外形標準課税導入以降、平成19年度をピークに外形標準課税対象法人数は漸減傾向にございます。

(PP)

12ページ、こちらは昨年度の都税調答申の法人事業税の外形標準課税に係る部分の抜粋になります。箇条書きの最後にございますとおり、中小法人の負担には十分配慮する必要があるが、近年はさまざまな事業活動形態が出現しており、必ずしも資本金が法人の活動規模を表していない例もあるとしています。

(PP)

最後に、今、表示しました13ページを御覧ください。外形標準課税に関連して、平成30年度の与党税制改正大綱の中で収入金額を課税標準とする電気供給業、ガス供給業及び保険業について触れている部分があり、今後の検討の方向性について言及されておりましたので、関連情報として添付させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、今、御説明いただいた点について御質問、御意見がございましたらよろしくお願いします。

ちなみに今、御説明いただいた最後の点の意味はどういうことなのでしょう。なぜ電気、ガスでは収入金額で やられてきたのでしょうか。何か理由があるのですよね。この業態の特殊性というか。

【工藤税制調査課長】 逐条解説を画面に表示いたしました。なぜこれが収入金課税になっているかという背景のところで。

【諸富小委員長】 これを見ていると、利潤課税にしてしまうと非常に大きい企業なのに、本来負担すべき税額より小さくなってしまう。だから費用を控除する前の収入金額にかけるんだという雰囲気ですね。ところが、それが普通の外形標準課税に直そうという意見が出てきているということですか。

【工藤税制調査課長】 多分、所得課税が前提だったときは、それがそぐわないので収入金課税というやり方でやっていたと思うのですけれども、新たに外形標準課税という制度も出てきたこと、事業が独占的でなくなったことで一般企業と同じ外形標準課税で課税するというのも検討の一つとして今、挙がっているというのがあるのですが、その資料が二つほど戻って、与党の税制改正大綱の中であり方について検討を行うというのが一つ挙がっている。

そして、16ページに出ているのが業界団体のそれぞれの考え方ということで、電気、ガスの事業者については、地域独占と総括原価主義を根拠とした収入割というものの意義が大分失われてきた。これが電気の小売全面自由化が入ってきたことに伴って、その根拠が失われてきているのではないかというのがあって、それで一般企業と同じ外形標準課税でもいいというような話が業界からも出ているというのと、一方で生命保険とかは引き続き収入金課税が望ましい。そういったのが業界の意見であります。その意味で外形標準課税のカテゴリーの中の一つとして紹介させていただいているものでございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。恐らく収入金課税はしんどいのでしょうね。外形にしていただいた方が多分いいという、何か他の自由化された中で負担が重いのですかね。外形に直してくれた方が楽になるということなのですかね。こういう要望が出ているということは、首を絞めるような要望は出さないでしょうから。あるいは競争条件の均等化、他の業界と同じような企業になってきたのでということなのか。

【工藤税制調査課長】 確かにそのようになってくるのかなと思いますけれども、プラスマイナスがどうなのかというところまではわからないです。

【諸富小委員長】 よくわかりました。ありがとうございます。

ということで個人的な資料についての質問をしてしまいましたが、皆様からも御意見をよろしくお願いします。 【野口委員】 資料について御質問させていただきたいのですけれども、何もわかっていないのでお恥ずかしいのですが、10ページにある東京都内の外形標準課税対象法人数は、順調に減少していっているようです。この理由について、分析があればお教えください。 【工藤税制調査課長】 一番最初の資料で法人数がここ数年それほど変わっていないと紹介しましたが、こうした中で1億円を超える法人が減っていっているというのは、検証したわけではありませんけれども、減資が行われていると考えられるかと思います。

【野口委員】 資本金の金額によって適用される制度が異なるからということでしょうか。

【工藤税制調査課長】 そうなのではないかと考えられます。

【野口委員】 わかりました。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今の10ページを見ると、やっぱりねということが起きるわけです。それはそうでしょう。1 億円を超えれば外形標準課税なのだから、できるだけみんな減資します。資本金は裁量がありますから別にやろうと思えばできるわけですからというのと、最初の議論に戻ってしまいますが、法人税の実効税率の高さというのはいろいろな意味でこれから日本経済にとっては課題で、特に国際金融都市を目指す東京にとってみても大きな足かせになることを考えると、素直な改革は法人事業税、法人住民税の減税だと思うのです。代替財源をどこに求めるかは議論はあると思うのです。

それによって東京都が都合のいいことを考えていれば、国が法人税を下げてくれればいいやと思っているだけかもしれないですけれども、国は国で火の車なので、なかなかそこには応じにくいと思うのですが、東京都として率先して法人実効税率を更に下げて、グローバル競争に勝ち抜きましょうよという提案はあっていいと思うのです。一番損するのは東京都ですから、他の自治体は割り切って考えれば交付税で守られているので、一番損をするのは、身を切るのは東京都なのだから、自分たちで身を切る改革提案を、どうせ取られる金なら減税した方がいいでしょう。だから何かそういう政策提言があっていいのかなというのが一つです。

あと外形標準課税、先ほど言った1億のところで議論があるというとおり、外形標準課税をどうするか真面目に考えた方がいいと思うのです。提案その1はもちろん1億円以下も含めて外形標準課税の対象にこれからしていく。ただ、これは中小企業にとってみたら大問題だと思うのです。特に人件費を含みますのでこれをどう読むかは人によって解釈が違いますけれども、税負担という観点から見れば中小企業にとってみれば痛手になるというのは間違いないと思います。

ではどうするかというときに、もう一つの考え方は外形標準課税の課税ベースのあり方をもう少し見直しませんかという議論はできると思うのです。例えば人件費の扱い、今でも軽減措置とかありますけれども、そもそも外形標準課税の中の人件費の扱いをどうするかとか、細かいですけれども、例えば同じ付加価値でも加算方式なのでいわゆる所得型ですよね。ですから減価償却で引いているのです。本来、付加価値というのは消費税がそうであるように、投資は投資で即時償却するのが本来です。

だからもう一つの考え方は、外形標準課税をキャッシュフロー税化させるという考え方。これは意外と世界的に提案があって、実はトランプ税制で出てきた国境税は実は仕向け地主義のキャッシュフロー税なのです。実はトランプ税制、今回の米国の税制改革も実は限りなくキャッシュフローに近づいているのです。投資は即時控除していますし、5年間ですけれども、あと利払い費については制限をかけているので、あれは節税対策なのですけれども、形として見ると実はキャッシュフロー税化しているのです。

似たような話は海外でも今キャッシュフローと税投下の仕組みは入れられているので、ある種、外形標準課税をキャッシュフロー税化させませんかというのが一つの考え方だと思うのです。人件費を抜いてしまうのでそこをどう理解するかは議論が分かれるかもしれませんが、外形標準の根本的な見直しというのを、課税ベースの見直しというのをやらないと、中小企業は乗ってこないかなという気はするのです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様いかがでしょうか。

【金井委員】 法人実効税率と称する議論は、ビジネス環境のためには下げた方がいいという話はそのとおりかもしれませんけれども、日本は、国内でもカネは余っているのですから、ちょっと下げたくらいで投資してくれるというような国だとは思いませんが。それはいいのですが、この引下げ競争をやって結局、各国がお互いに公的な資金の財源調達について首絞め合っているということをやっているのに、東京都がさらにそれを加速して一緒に国となってやってみんなで自滅の道を歩んでいくというのはいかがなものかなと。東京都だけでできる話ではないのですけれども、本当は国もやらなければいけないし、むしろシンガポールとかイギリスを糾弾しなければいけないのに、法人税率引下げ競争のお先棒を担ぐような形で乗っていくという形は結局、自分で自分の首を絞める。それは自治体同士でお金を争って自滅していくのと同じ構造を、国と自治体が協力して各国ごとに自滅への道を歩んでいくというのはいかがなものか。

そういう意味で「国際金融都市・東京」とかいう政策は全く論外だと思いますけれども、それはここ都税調ですべき議論ではないから別に言うべきことではないと思いますが、結果として国がシンガポールを目指しておろかな道を歩むのはしようがないとしても、それをお先棒を東京都が担ぐ必要は全くないわけで、結局、自治体同士で奪い合って、地方財政全体を陥没させるように、各国同士で争って結果的に公共的資金に配分を抑えて結局、富裕層の懐に入れるというのを増やすということをやって、そういうものを競争上やらされるというのは世界経済と主権国家の関係から言うと、どうしてもそういう構造にあるのはそのとおりだと思いますけれども、それに乗るというのはいかがなものかなと私は思います。本来いかにシンガポールやイギリスを糾弾して、あの国はいかにけしからんのかということを、ローマ帝国がカルタゴを批判したような形で、あるいは大英帝国がオランダを批判したような形で、これまた別の形で戦いを挑んでいかないと、この競争をやられたら日本は絶対に勝てないということで、そういう勝てない闘いに乗るというのは実に愚かなことだなと思うので、こういう議論はどうなのかなと。実効税率の議論の仕方自体どうなのかなという気はしまして、まず法人税を払いたくないのだったら赤字にすればいいだけの話であって、そんなに払いたくないのだったらです。それで外形標準化されてしまうわけですけれども、少なくとも法人税の問題で底辺の競争になる構造にあるということはみんな知っているわけですから、それに余り乗るというのはどうかなという気はします。

【諸富小委員長】 星野委員、どうぞ。

【星野委員】 私もこれまでの都税調の議論の中ではたしか対人社会サービスというものを提供することが重要になっていって、企業向けの行政サービスも増えている中では、そうした地方の法人二税というか、法人課税というのは非常に応益的な税として重要な役割を果たしているのだという主張が一方であったかと思いますので、そこと国際金融都市の中で法人実効税率を下げるという話との整合性というか、そういうことが今までの主張の中では問われてくるのではないかと考えています。

【諸富小委員長】 今、出ている国際金融都市をめぐる議論というのは都の中ではどうなっているのですか。 佐藤委員は御存じですか。

【佐藤委員】 鈴木亘先生がやっていたので、私は直接は絡んでいないです。

【諸富小委員長】 つまり税制と連動して議論が進んでいるのですか。事実関係の確認だけしたいなと思うのですが。

【栗原税制調査担当部長】 先ほどお示しした「国際金融都市・東京」構想の資料にお示ししているとおり、 法人事業税、法人住民税の政策減税を検討する方向及び国に法人税の減税を特区に特定の金融関係の法人が進出 してきた場合ということですけれども、それを要請するという方向性はこちらで示しているとおり決定されてい るということです。

【諸富小委員長】 土居先生、どうぞ。

【土居委員】 遅れて来たので前段の議論の流れがわかっていないので、少し見当違いなことを申し上げるこ

とがあればお許しいただきたいのですけれども、国際金融都市という考え方は非常に重要で、むしろ東京はこれを目指さないといけない。そうでないと、そもそもなぜ法人課税の偏在是正という話が出てきているかというところに鑑みれば、根本を改めなければいけない。やはり何かと東京一極集中批判がある。

高度成長期以降、いろいろな形で東京一極集中というのはそれぞれの局面であったのだけれども、今の東京一極集中というのは地方がだらしないからではなくて、東京がだらしないからこんなことになっているのです。東京の地価がほどほどにしか高くない。下手に安い。だから別にこんなインターネット時代に東京でビジネスなんかやらなくてもいいのだけれども、地方都市でもできるようなビジネスが安い地価で安い家賃を払えば東京でビジネスができるという話になって、みんなこちらに来てしまっているわけです。

金融業というのは大阪もかつては金融の中心の一つだったけれども、財閥系の金融機関はみんな東京に中心を移して、90年代以降、確実に金融は東京に一極集中している。だけれども、金融は世界でもセンターに集まる求心力があるので、さすがに分散した方がいいとは言えない。だけれども、他の産業は別に東京に集中しなくていいというわけです。だから金融は日本だったら東京にも集中するしかない。東京でうんと稼げれば東京で高い家賃を払ってでもビジネスができるということになって地価が上がってくるはずなのだけれども、金融で鳴かず飛ばずなものだから地価はそれなりに高いとはいえ、他の都市でビジネスをしようと人々が思うほどには東京の地価は高くない。安い。だから他の都市でビジネスをしないで札幌や福岡とか京都とかそういうところでやらなくて東京に来てしまうという可能性というのは、私は多分にあるのだと思っているのと、東京は金融で稼いでもらわないといけない。

もちろん金井先生おっしゃるように、法人税でそれが実現できるかどうかというのは法人税だけではだめだというのはもちろんあるので、当然あらゆるいろいろなインフラ含めて整えていかなければいけないということであると思うのですけれども、東京は金融で稼げるような都市にならないと東京一極集中の根本が改まらない。東京一極集中の根本が改まらないと、地方法人課税の偏在是正というのも根本が改まらないという話になるので、そこはしっかりと金融で稼げる東京を築いていただかなければいけないという意味では、これは大事な考え方です。

法人税制の話に戻ると、先ほど来、議論があったように外形対象法人の数が減っているというのは結構シビアな問題を投げかけていると思うのです。つまり資本金を1億で境目でとっていたところで税制が根本的に違ってきているということが顕在化してしまったというのが、今回の法人税改革の実態だと思うのです。法人実効税率を下げるのがいいのか悪いのかという話はいろいろ議論があるので、そこはあえて踏み込みませんけれども、少なくとも1億円超と1億以下のところで税制がまるで別の税制ではないかというぐらいに変わってしまったということをどのように考えるのかというところは、一つ真剣に直視しなければならないところなのではないかと思います。

そういう意味で言うと、法人実効税率を引下げたという話も、実は30%割るほどに法人実効税率が下がるというのは、あくまでも資本金1億円超の企業に限ってというわけです。1億円以下の企業はどうかというと、事業税は相変わらず所得割で9.6%標準税率の課税が続いているわけで、そこの部分は税率は下がっていないわけですから、私が計算した限りでは標準税率で見れば実効税率はもともと改革前は36.05%だったものが、改革後には33.59%までしか下がっていないというか、そういう実態だと。そうすると結局どういう企業が減資をしているのだろうと思うのですけれども、1億超でなくするような企業行動をとっているかといえば、所得割で払うよりも付加価値割や資本割で払った方が税負担が重くなるという判断をした企業は、1億以下になることを選ぶということだけれども、逆は必ずしもそうではないわけで踏みとどまっている企業は当然あって、先ほど言ったように法人実効税率はむしろ1億円超の企業の方が低いわけですから、利益を大きく上げる企業はむしろあえて1億超にとどまっていた方が得だと判断する可能性も当然ある。もちろん外から1億以下にするのを

やめろと言われてやめたという企業も中にはあるかもしれませんけれども、少なくとも損得勘定で言えばそういうところがある。

もう一つは、赤字法人というか欠損法人の資料が資料5の9枚目にありますけれども、最近、割合がどんどん減っている。景気がそこそこいいというのもあって利益法人の比率が増えているということは確実に言えているということなので、応益という言い方もあれなのだけれども、地域に還元すると自分たちの営業している地域で税金を払うという意味の課税ということで言えば、むしろどちらかというと外形標準課税というよりかは、法人住民税の法人均等割で払ってもらうというような方向で考えた方が私はいいのではないかと思っていて、むしろ法人均等割がなかなか国の政府税制調査会でも議論にならないし、与党税制調査会でも余り法人均等割を上げろという話になっていないというのは、むしろこれから法人課税のあり方を考える上ではぜひ俎上に私は載せていただきたいと、法人住民税の法人均等割もある種、利益が多いか少ないかにかかわらず払っていただく税ということになりますから、法人均等割もしっかり議論の俎上に載せていただきたいなと思います。

【諸富小委員長】 均等割がどういう仕組みで、どのような制度実態になっているかというのを、次回は法人 課税ではないか。そのあたりは基礎的な整理が議論するには要るかなと思います。ほとんど多分、土居委員がおっしゃったように政調でも議論にならないですね。

【土居委員】 私個人としては法人税改革のときの代替財源の話のときに、均等割をやればいいのではないか と個人的には申し上げていましたけれども、多数の市町村に事業所がある企業はそれだけ多く払わなければいけ ないというところだとか、そういうのを考慮されたとかいう話を、それが何か一つの大きな理由になってなかな か、それを代替財源にするというのはなかなか実務的に難しいという話があったと聞いています。

【佐藤委員】 今の土居先生の話の続きを申し上げると、国際金融都市構想は悪い話ではないというのは、世界から人と金を集めるので、地方から人と金を集めるのではないという意味においては、地方の利益を損なうものではないです。前にも申し上げたとおり、これから東京は世界と競争するべきであって、日本国内の都市と競争するものではないという立ち位置なのだと思います。

金井先生のおっしゃっていることはよくわかって、もし私がOECDとかIMFで同じ話をしろと言われたら、国際租税競争は望ましくない。むしろシンガポールやイギリスに対して文句を言うべきだと言うと思います。BEPSはその一つです。ただ、ここは日本政府であり、我々は東京都であり、我々は既に国際的租税競争の中にいると考えるときに、自分たちをどう守るかということを考えたときに、日本国政府には別にシンガポールやイギリスに何かを言う権利はないわけです。これは内政干渉ですから。であれば自分たちが今、租税競争という現実を踏まえたときに何ができますかと言われたときに、一つの対処として言えるのは法人実効税率の引下げでしょう。ただ、もちろん金持ちにそこまで優遇してあげる必要はないので、私はあわせて個人所得課税を強化すればいいというふうには思うわけで、そこはワンセットですということです。

あと、いつも応益課税の話が出てくるのですが、私はこの議論はすごく気持ち悪いなと思っているのは、なぜ 法人課税だけにそんな応益課税のことを言うのか。これからの主要な行政サービスは社会保障ですよね。育児だ 医療だ介護だとやっているわけだから、ならばそれから受益しているのは企業ではなくて個人なので、であれば もし応益課税とおっしゃるのであれば、個人住民税や固定資産税をちゃんと真面目に増税したらというのが本来 ですよね。でも超過課税をしていればメーンは法人二税なので、どちらかというと取りやすいところから取って きたんだよねというのが正直ベースの議論だと思うのです。経済が成長しているときはそれでよかった。法人課 税のいいところは、利益を上げている企業は少ないので、逆に課税スポットが少ないのです。だから徴税コスト がめちゃくちゃ安く済むわけで、本音ベースでいけば財務省も法人課税が好きなわけです。取りやすいから。で もそんな時代ではもうないのです。企業だってもうかる企業に税金をかければいいではないかというのは正論だ と思うけれども、これから問われるのは、どうやってもうかる企業をつくるかだと思うのです。そのときに税が 足かせになってはいけないという、そういうロジックなのだと思うのです。

ただ、他方では税率を下げるだけでは余りにも一辺倒なので、一つは先ほど申し上げたようにキャッシュフロー税化と言いましたけれども、課税ベースのあり方自体はこれから見直す必要性はあるかもしれない。従来の所得型の法人課税からもしかしたらいわゆる消費型の、それを我々はキャッシュフローと呼んでいますけれども、消費型の法人課税に展開していく。これは実は外形標準課税の議論と親和性もあるのです。中小企業にとってみても簡素性という観点から見れば、キャッシュフロー税は悪い税金ではないということになるわけなので、そういった課税ベースのあり方も見直していくということであれば、もう少し生産的な議論ができるかなと思います。

【諸富小委員長】 関口委員、どうぞ。

【関ロ委員】 都税調の中で恐らく国際金融都市構想の話をするというのは初めてなのか、欠席していて、も しかしたらしているのかもしれないのですけれども、この議論で気になるところを申し上げたいと思います。

一つは、基本的に海外の外資系企業の話を意識されている構想なのかなと感じたのですが、海外の金融系の企業の事業モデルとして一体どういうものを考え、なぜ東京に来ようとするのかという部分は、非常に気になるところです。

それは例えば法定実効税率の観点で申し上げると、かつてよりは少なくとも日本は下げた。下げたことによってそういった外資系の企業が日本に来るという選択をされたのかどうかという部分のところも検証しないといけない。法定実効税率を下げたからといってすぐ来るという選択をするかどうか。私の感覚だと、需要の存在等の他の部分ともあわせて税も見て行動する、というのが普通の企業の行動だと思いますので、その観点で申し上げると、どういう事業モデルなのかという部分は非常に気にところです。

二つ目は、事業モデルともかかわるのですが、都民に対する波及経路、例えば法定実効税率を引下げることによって都民に対してどういう波及経路でメリットが生じてくるのかという部分も気にしなければいけないところなのだろうと思います。国際金融都市に関して基本的に税は低い方がいいというのは、感覚的にはわからなくもないのですけれども、それによってどういう公共サービスを失うのかとか、そういった部分に関してこの構想がどう考えられているのかという部分も少し視野に入れた上で、議論しないといけないのかなと思います。

それと話が変わって中小法人に対する外形標準課税の部分というのは、恐らく資本金の基準の部分のところがいろいろサヤ取りというか、軽く減資するというのも容易になりましたし、1円起業もあるという感じになりますと、この資本金という基準自体が果たしてずっとその基準でいいのかどうかということとも関連するところになると思います。そういった意味で多分、資料の最後の方に中小企業の範囲とかも挙げていただいたりしたところとも関係すると思うのですが、税制で基本的に取ってきた資本金基準自体をどう考えるのかというところともリンクするところだと思いますので、そちらも気にしなければいけないかなと思います。

【諸富小委員長】 もしこの資本金基準でないとしたら、他に何かあるのですか。

【佐藤委員】 たしか政府税調でも議論がありましたよね。一つあったのが所得。あのとき大田さんに聞かれて答えられなかったのですけれども、ただ、あの後の議論で一つわかりやすいのは所得なのです。アメリカは所得ですよね。アメリカに中小企業という概念は余りなくて、収益が幾ら以下でもって中小企業と彼らは勝手に呼んでいるのです。売上げではなくて収益だったかなと思います。それで大きい小さい。だからあそこはもともと法人課税は累進課税なので。

【諸富小委員長】 でも大きくてももうかっていない企業とかはどうなのですか。

【佐藤委員】 多分あれ年平均で見ていると思うのです。でもたしかそうです。アメリカの場合、意外と中小企業の概念は所得で見ていたのです。所得だったか売上げだったか、多分所得だった気がするのです。もともと 累進構造を持っているからなのです。日本だって基準は800万円ですよね。なので割り切りその1は所得、割り切りその2は売上げ、割り切りその3は従業員。 あと先ほどの分割基準の話に戻ってしまいますけれども、総資産とか自己資本ではないですよ。バランスシートの左側を見るという考え方です。そういったところで分けませんかという議論は確かにあったと思います。ただ、もちろん私は税法の専門家ではありませんけれども、税はもともと借用概念でやっている。法人利益だってもともとは企業利益、財務諸表をベースに計算するので、なので税独自に中小企業とか大企業の定義を実は税ではやっているのだけれども、例えば税の中でまた独自にそういう基準をつくっていくかというのは結構難しいかなという気はしていて、一番いいのは、最後の割り切りは中小企業法でやるか。私はこれはよくないと思うのですけれども、中小企業法も変えてよという話なのですが、そうしないと余りにも定義が乱立してしまうので、そこはもともと税は借用概念でやってきているということを考えると、私は理想的には所得とか他の基準をつけた方がいいかなと思うのですけれども、それは他の中小企業法とも整合性を持つような形にしておかないと、かえって混乱するかなという気はするのです。

【諸富小委員長】 ただ、資本金が先ほどの関口委員のあれですとマニュピレートされやすい基準なのですよね。なのでそれを今、佐藤委員がおっしゃっていただいた幾つかのものというのは比較的マニュピレートしにくいものなのかなという気はします。

【土居委員】 今の関連で、小委員長もいらっしゃっていたと思いますけれども、政府税調で中小企業の定義の議論があったわけですが、あいにく既に国の中央省庁のレベルでは決着がついてしまった。つまりこれは平成29年度税制改正大綱で会計検査院の意見表示に対して結局、財務省と経済産業省は2019年度から中小企業が適用される租税特別措置を3年間の平均所得で15億を超える企業は、幾ら資本金が1億円以下でも租特は適用されないというところで線引きをしたという決着に今のところなっていて、それも妥協の産物という感じはあるのですけれども、そういう線引きになっているというところで、いま一度その定義の見直し論議を仕掛けようとするには、議論をしていたころに比べるとエネルギーが必要になってきているかなと。

つまり国の方では一応、一段落したという理解になっていて、だけれども、いやいややはりそれで最終形だと言われたらちょっと変ではないかと言わないことにはなかなか議論ができなくて、あときっかけがあるとすると 佐藤先生がおっしゃったみたいに所得に比してという話なのですが、ちょうど800万円以下の所得に関しては 軽減税率が適用されていて、ただ、それは釈迦に説法ですけれども、本則は19%なのだけれども、特別措置で 15%に下げていて、今年も期限切れが今年度で来るので、また15をどうするんだという話があるのだろうと 思いますけれども、今のところ中小企業は15に据え置いてほしいという声で完全に一致していて、今さら蒸し 返そうという動きは見当たらないという感じであるので、やるとするとその部分の税率を見直すときに800と いうところの線引きでいいのかとか、いろいろ議論のきっかけはあるかもしれないけれども、かつて盛り上がっていたような議論のきっかけというのは一応、会計検査院に対しては回答して終わっているというところはあるのではないかと思います。

【諸富小委員長】 いろいろと教えていただいてありがとうございます。モメンタムを失ってしまったという 土居委員の御回答だったのですが、ただ、都税調として資本金基準がいいのかという問題提起をすることは可能 かなと思うのです。本来こういう資本金基準が租税目的での減資というゆがみをもたらしているという点についてどうなのかという議論を起こすことは可能ですが、それがすごく大きな動きをつくり出すかというと、そういうモメンタムは失っているらしいというのが今の土居委員のお答えです。

【金井委員】 ちょっとよくわからなかったのですが、国の方は租税特別措置における中小企業の概念が変わったということで、国の税制の方では変わった。それは決着がついたというのでいいのですけれども、事業税はそれがそのまま連動しているのではなくて、資本金1億円のままになっているのか、それとも所得に連動してこちらも変えるという話にはならないわけですね。だからそれと合わせて変えてしまうというのはあり得るのですか。それは非常に外形標準からすると難しいから、それは今回切断されたという形で固まったという感じなので

すか。

【土居委員】 そもそも外形標準もそうですし、それ以外の租税特別措置もそうですけれども、1億円のところに閾値を設けていた。それに対して会計検査院が資本金1億のところの閾値だけで中小企業と大企業と言っているのは、本当に実態に合っているのかという問題提起を会計検査院はした。だからそこで会計検査院に意見を言われたときには、大分そこが揺らぎそうになったのだけれども、外形標準課税の部分については一旦、ゼロ回答に近い。だけれども、全部をゼロ回答にするわけにはさすがに会計検査院の重みを考えると難しいので、租特に関しては1億円以下の企業でもそういう条件を満たせば租特は適用されないことにする。つまり大企業並みにすることにしたところで今のところ、これ以上の指摘は会計検査院から受けていないというところで安定してしまっている。今さらそうは言ってもというふうに財務省なりが提起するというような雰囲気は今のところない、兆しはない。小委員長おっしゃるように、だからといって都税調でそれを鵜呑みにするということでいいと思っているわけでは必ずしもなくて、議論は議論としてあっていいですし、むしろどちらかというと資本金だけではなくて所得でも見てどうなんだという議論というのはあり得ると思います。

【佐藤委員】 やはり考えてみると外形標準課税を所得が多かったから今年は適用します。来年は所得が少なかったからないですよというのは、企業側からすると大変なことですよね。百歩譲って累進所得課税みたいに所得は一応はかっておいて、一定の金額を超えたからあんた税金払ってね、一定の金額下がったからあんた税金払わないよというのだったら一貫性があるのですけれども、売上げが伸びたからだとか、所得が伸びたからといって今日はこの税金、この税制、あしたはこちらの税制なんてやっていたら企業としてはたまったものではないということになるので、答えは二つに一つで資本金というのは変えられないから資本金なのだと思うのです。利益剰余金とか加えてしまったら、ますますこれも変動しますからね。なので変えられるというか、毎年変わるようなもので税制があっち行ったりこっち行ったりするのは結構大変かなというのは一つ言えると思います。

だったら回答は二つに一つで、外形標準課税を全適用するのか、今の資本金1億円を例えば8,000万円に しますかという議論をするのかだと思うのです。全適用するというのであればくどいようですけれども、今の付加価値割の仕込みでは中小企業は耐えられないということなので、課税ベースのあり方自体も見直していく必要があるのではないですかという議論だと思うのです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、まとめをお願いします。

【池上会長】 ありがとうございます。今日は議論を区切りながらやってきたのですが、大もとの議論に立ち返ると、法人課税、地方法人課税という形で議論をしてきたわけです。恐らく共通していた議論、意見はいろいる分かれてはいるのですが、企業に対する原産地原則の課税ということについては、恐らく共通したところがあるのだと思います。

つまり法人と言わず個人でもいいのですが、企業が生む経済価値を付加価値と呼ぶか、とくに所得型付加価値なのか消費型付加価値なのかというのは意見が分かれるところだと思いますが、仮に企業の経済的価値が生まれるところで課税しましょうということが原産地原則の課税です。もちろんこの点も皆さんいろいろお考えがあると思いますが、企業に課税するといっても課税したものの負担がどこに帰着するかというのはまた別の問題があるわけです。それが法人の場合、株主なのか、従業員なのか、消費者なのか、債権者なのか、事業主なのか、いろいろなところがあるわけです。しかし、どこに帰着するかはともかく、ポイントとしては企業の経済活動が行われるところで課税しましょう。これについても意見が分かれたところもあるわけですが、全体として公共サービスを受けているのが企業の構成員なのか、関係者なのかということを考えた場合に、私は広い意味で応益課税と呼んでいいと思いますが、そのことを前提として今、外形標準の範囲、そして資本金で区分するのがいいのかどうかということも議論になります。

私の思いとしては、昨年度まで答申をつくってきておりますので、減資の影響で外形標準課税が適用される企業の数が減ってきていることに対して今後どう考えたらいいか、何らかの意見を出せればと思っております。

それを超えて制度自体を大きく変えていくか、私はその点は消極的ですが、これは後で議論を整理する中で考えさせていただきます。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

そうしましたら時間が過ぎてしまいました。申しわけございません。大変熱心に御議論をいただきまして、本 当に委員の皆様ありがとうございました。

では、最後に事務局から次回の日程と連絡事項の説明をお願いします。

【工藤税制調査課長】 第3回の小委員会の日程についてお知らせいたします。

次回は8月23日木曜日、午前10時から都庁第二本庁舎31階27会議室で開催させていただきたいと思っています。

第3回の議題は、自動車関連税、税源移譲を含む地方税体系のあり方、高齢社会の一層の進展に対応するための財源について御審議いただきたいと考えております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議事を終了いたします。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。 これをもちまして第2回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —